

令和7年4月1日から日常生活用具の給付対象者等が変わりました

自家発電機及び外部バッテリー

- 対象者が変わりました

変更前	変更後
在宅で人工呼吸器を使用している人	(1)在宅で人工呼吸器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、吸引・吸入両用器、酸素濃縮器又はパルスオキシメーターを使用している呼吸器機能障がい1級若しくは3級の者又はこれと同程度の重度身体障がい者 (2)在宅で人工呼吸器、ネブライザー（吸引器）、電気式たん吸引器、吸引・吸入両用器、酸素濃縮器又はパルスオキシメーターを使用している難病患者等

特殊マット

- 上限金額が変わりました

変更前	変更後
19,600円	70,000円

その他

- 記載しているものは主だったものです。
- 記載しているもの以外の変更については障がい福祉課までお問い合わせください。

問合せ先

門真市障がい福祉課 06-6902-6154